

## 第49号議案

### 専決処分について

令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、令和8年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

新宮町長 桐島光昭

#### 理由

令和7年度の県支出金等が確定したことなどのため、令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

新宮町長

桐島貴昭

## 令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,931千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日提出

新宮町長 桐島光昭

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	13,453	△643	12,810
	1 使用料	13,423	△643	12,780
2	県支出金	13,099	△3,378	9,721
	1 県補助金	13,099	△3,378	9,721
3	繰入金	17,954	1,090	19,044
	1 一般会計繰入金	17,954	1,090	19,044
	歳 入 合 計	47,375	△2,931	44,444

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	38,037	△2,320	35,717
	1 施設管理費	37,716	△2,320	35,396
2	医業費	8,838	△611	8,227
	1 医業費	8,838	△611	8,227
	歳 出 合 計	47,375	△2,931	44,444







2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△643千円

1 項 使用料

△643千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務使用料	13,423	△643	12,780
計	13,423	△643	12,780

2 款 県支出金

△3,378千円

1 項 県補助金

△3,378千円

1 診療所運営費補助金	13,099	△3,378	9,721
計	13,099	△3,378	9,721

3 款 繰入金

1,090千円

1 項 一般会計繰入金

1,090千円

1 一般会計繰入金	17,954	1,090	19,044
計	17,954	1,090	19,044

節		説 明	
区 分	金 額		
1 診療報酬	千円 △643	診療報酬	千円 △643

1 診療所運営費補助金	△3,378	へき地診療所運営費補助金	△3,378
-------------	--------	--------------	--------

1 一般会計繰入金	1,090	一般会計繰入金	1,090
-----------	-------	---------	-------

3 歳 出

1 款 総務費 △2,320千円

1 項 施設管理費 △2,320千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 37,716	千円 △2,320	千円 35,396	千円 △3,378	千円	千円	千円 1,058
計	37,716	△2,320	35,396	△3,378	0	0	1,058

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 △1,733	パートタイム会計年度任用職員（月額） 千円 △1,733
3 職員手当等	△382	期末手当（パートタイム会計年度任用職員 月額） △382
12 委託料	△205	代診医師業務委託料 △100 看護師派遣委託料 △105

2 款 医業費 △611千円

1 項 医業費 △611千円

1 医療用機械器具費	1,948	△100	1,848				△100
2 医療用衛生材料費	6,391	△400	5,991				△400
3 薬務費	474	△111	363				△111
計	8,838	△611	8,227	0	0	0	△611

10 需用費	△100	修繕料 △100
10 需用費	△400	医薬材料費 △400
12 委託料	△111	血液検査等委託料 △111

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)
補 正 後	( 3 ) 1	7,999		3,476	11,475
補 正 前	( 3 ) 1	9,732		3,858	13,590
比 較	( 0 ) 0	△ 1,733		△ 382	△ 2,115

区 分	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補 正 後	1,927	13,402	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
補 正 前	1,927	15,517	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
比 較	0	△ 2,115	

注) ( ) 内は短時間勤務職員を外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
		補 正 後				170	229
	補 正 前				170	229	
	比 較				0	0	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後			1,498	1,579
	補 正 前			1,880	1,579	
	比 較			△ 382	0	

#### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)
補 正 後	( ) 1			399	399
補 正 前	( ) 1			399	399
比 較	( ) 0			0	0

区 分	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補 正 後	4	403	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
補 正 前	4	403	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
比 較	0	0	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補 正 後					170	229
補 正 前					170	229	
比 較					0	0	

職員手当 の 内 訳	区 分	特殊勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
	補 正 後					
補 正 前						
比 較						

注) この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載。

注) ( ) 内は、短時間勤務職員を外書き。

#### イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)
補 正 後	( 3 )	7,999		3,077	11,076
補 正 前	( 3 )	9,732		3,459	13,191
比 較	( 0 )	△ 1,733		△ 382	△ 2,115

区 分	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
補 正 後	1,923	12,999	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
補 正 前	1,923	15,114	縣市町村職員退職手当組合負担金 千円
比 較	0	△ 2,115	

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後				1,498	1,579
	補正前				1,880	1,579
	比 較				△ 382	0

注) この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載。

注) ( ) 内は、会計年度任用職員の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	△ 382	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 382	異動等に伴う減	